

舟橋村選挙管理委員会告示第10号

投票所の投票管理者、同職務代理者の住所、氏名について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行例（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の富山県知事選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者に選任した者の住所、氏名は、次のとおりである。

令和6年10月10日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝

投票区名	投票管理者		同左職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
舟橋村 投票区	舟橋村	林 清輝	舟橋村	野越 善弘